

## 「令和5年度 八尾市食品衛生監視指導計画(案)」に対する 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

「令和5年度 八尾市食品衛生監視指導計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ趣旨のご意見については、まとめて回答します。

(1) 意見募集期間 令和5年2月10日(金)～令和5年3月9日(木)

(2) 提出者数及び意見数

提出者数 (者)	意見数 (件)	意見の種類	
		計画の記載事項に 関する意見・提言	その他の意見・ 要望
4	4	2	2

(3) 意見の概要と市の考え方

	該当ページ及び項目	市民意見の要約	市の考え方
<b>1. 計画の記載事項に関する意見・提言</b>			
1	P.10 第8 3 食品衛生関連団体との連携	食品衛生に関する相談窓口を設置し、情報を発信してほしい。	市民等からの食品衛生に関わる相談につきましては、八尾市保健所内に相談窓口を設置し、本市保健衛生課が対応しているところです。市民にこの相談窓口をより知っていただけるようホームページや市政だよりを活用する等して周知に努めてまいります。
2		輸入食品の安全性への不安が強い。輸入食品に関する内容を計画に記載してほしい。	本市では、輸入時(水際)の対策の中心となる厚生労働省(検疫所)に対し、情報共有及び連携を密に行うとともに、市独自でも市内に流通する輸入食品の収去検査及び表示の確認を行っています。つきましては、今回いただいたご意見を踏まえP.7 第5 4 収去検査の記載について以下のとおり修正し、収去検査検体数の確保に努めます。「違反の可能性が比較的高いと考えられる食品等に重点を置き、消費者の関心が高い輸入食品に対応するとともに、流通量の季節変化、規格基準及び旧衛生規範等にも配慮し、【表2】のとおりとします。」
<b>2. その他の意見・要望</b>			
1		ハサップの必要性について、事業者や消費者(市民)に周知してほしい。	本市では食品等事業者に対し、HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の取組みを監視指導及び講習会等様々な機会を通じて支援しています。いただいたご意見を踏まえ、事業者への講習会及び市民への啓発のなかで、HACCPの意義について周知するよう努めてまいります。
2		広範囲にわたり、充実した内容を評価いたします。特に今後、重要と思われるハサップについては、永年取り組んだ事を想起し、充実した内容となっていることは感謝します。	ご期待に沿えるよう、今後も食品等事業者並びに市民に対して、引き続きHACCPに沿った衛生管理の意義について周知し、食品衛生に関する正しい知識を習得してもらうことで、食の安全の確保に努めてまいります。